

平成30年度 運営方針

～ひと・地域が輝く“文化都市”を目指して～

伊賀市文化都市協会は、法人設立の目的に沿って、市民一人ひとりが風格と伝統ある地域の歴史文化を正しく理解し、心豊かな市民生活や創造性豊かで潤いと活力に満ちた地域社会を実現するため、『創造性を育むふれあい豊かな文化交流のまちづくり』を目標に、伊賀市文化会館ほか4つの文化ホールを中心として、様々な文化や芸術に接する機会の提供、関係団体との連携や文化芸術の活動への支援など諸事業を展開し、文化芸術の普及、振興に取り組んでいます。また、市が設置する文化財施設や体育施設等の公の施設の効果的な管理運営を合わせて行うなど、公益事業の推進に努めています。

文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成する重要な役割を果たすものであるとされています。「文化芸術基本法（文化芸術振興基本法を改正）」（平成29年6月23日施行）では、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野の施策との有機的な連携による“社会的・経済的価値を育む文化政策への転換”を施策展開として位置づけ、文化芸術により生み出された様々な価値を地域の発展・創造に活用することが求められています。また、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成24年6月27日施行）において、文化ホールは、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っているとされています。

社会からは、これら文化芸術の役割や文化ホールの機能を十分に発揮することが期待されており、今後においても、心豊かな活力ある地域社会の形成にとって極めて重要な意義を変わることなく持ち続けるものと確信しています。

当協会は、そうした役割を担う使命感を持ちながら、市民から信頼される財団を目指し、引き続き努力を続けてまいります。

平成30年度 基本コンセプト

「文化がつなぐ まちづくり」

～ 暮らしの中に文化芸術を ～

地域の活力を創出する力を有する文化・芸術の振興により市民や地域がいきいきと輝く「文化都市」を実現することを目標に、平成30年度、当協会は、文化ホールを拠点に多様な文化まちづくり事業を実施することにより更なる文化芸術の普及、振興に取り組むとともに、地域の活性化等に取り組む実行組織などへの参画、関係機関・団体との連携、地域や市民との協働をより一層推進しながら、文化財施設等を中心に広範な文化的資源や営みの連携・融合等により、観光、地域産業の振興や中心市街地の活性化など地域課題の解決に向けた「文化がつなぐ まちづくり」の推進に取り組んでまいります。